

基礎概念の解釈に係る多様性

－「目的適合性」の事例から－

米 山 正 樹
東京大学

要 旨

本稿は、IASB がこれまで公表してきた会計基準等を対象とし、それらにおいて「目的適合性 (relevance)」という用語がどのように解釈されてきたのか、またどのような測定操作 (認識・測定・開示の手法) が財務情報に係る「目的適合性」の向上に寄与すると考えられてきたのか、の解明を目指している。学術的な観点に立てば、投資家らの行動原理が不十分にしか解明されていない状況では、どのような測定操作が「目的適合性」の向上に寄与するのかに関して、確たることはいえない。にもかかわらず、個別基準の開発局面において「目的適合性」の向上に資する測定操作に関する判断が下されているとするなら、何が根拠とされているのかを確かめてみたい、という思いがこうした研究の動機となっている。

不十分な情報しか得られない状況において、「目的適合性」に関して IASB が付与する解釈については、主として 2 つのシナリオを想定しうる。そのうちの 1 つは、(1) IASB は不十分ながら入手できた経験的な事実にもとづき、投資家が依拠している意思決定モデルやかれらが直面している市場環境について、それらの事実と「最も矛盾が少ない仮説」に依拠した、首尾一貫した判断を下している、というものである。もう 1 つは、(2) 「目的適合性」の有無や多寡に関する客観的な尺度を欠く場合には、職業的な会計専門家の知識と経験に根ざした判断が最終的なよりどころとなる、というものである。本稿では、いずれのシナリオが経験的な事実と整合的であるのかを検討している。

「目的適合性」あるいは「目的適合的 (relevant)」という用語を会計基準等の本文 (結論の背景を含む) から抽出し、個々の局面でそれらの用語に付与されている解釈を分類・集計した結果、(a) 付与された解釈の間に積極的な矛盾はみられないものの、逆に (b) 首尾一貫した「会計観」に根ざした解釈が行われていることを積極的に支持する事実も見出せない、という発見事項が得られている。この発見事項は、相対的に上記 (2) のシナリオと整合的なものと解釈しうる。

I はじめに—問題の所在—

本稿の執筆契機となった、国際会計研究学会・第31回研究大会における統一論題報告で、筆者を含む報告者たちに与えられた共通のテーマは「経済のグローバル化と会計基準の多様性」であった。このテーマの下で報告者たちに期待されている検討課題を、筆者は、会計実務を取り巻く環境要因が国や地域の違いを超えて均質化している、という事実認識の下で、会計基準の差異はどこまで縮小すると見通しなのか、と解釈した。

会計基準の違いを生み出す主要な要因の1つは、会計基準の体系を根底で支えている基礎概念の違いである。財務報告に期待されている役割（財務報告の目的）や、財務諸表の主要な利用者の行動モデル、さらには彼らが置かれている意思決定環境に関する事実認識などが、そこでいう「基礎概念」の具体例である。ここに列挙した諸項目に加え、財務報告の目的を達成するために財務情報が備えるべきとされる質的な特性もまた、そこでいう「基礎概念」の典型例といってよい。たとえ個別の会計基準に未統一の差異が残っているとしても、会計基準の体系を支えているこれらの基礎概念に関して統一が図られていけば、個別基準も漸次統合されていくことが予想される。

会計基準の体系を支えている基礎概念が、会計実務を取り巻く環境要因が均質化していく速さに合わせて適切に統一されているかどうかは、ほんらい事実にてらして確かめてみるべき問題である^①。とはいえ「投資家の意思決定に有用な情報の提供」という目的を標榜し、そうした情報を提供する要請に適う形で財務諸表の構成要素に定義を与える点などにおいて、主要国の基準設定主体が共通のスタンスに依拠していることに鑑みれば、逸話の域を出ない

ものの、基礎概念に関する統合化は一定水準以上に進んでいると考えてよい。共有された基礎概念が適切に運用されれば会計基準の差異もやがて解消されるはずである。

ただ、上記の議論では、統一が図られた「基礎概念」を個別具体的なケースに適用する際の解釈（抽象的な基礎概念に与えられる解釈）についてもまた、統一化が図られていることが暗黙の前提とされている。言い換えれば、たとえ環境要因の均質化に合わせて「基礎概念」に関する統一化が進められたとしても、その解釈にバラつきがみられるのであれば、バラついた解釈から導かれてくる個別基準もまた相違することとなる。各国の会計基準設定主体が異なる利害を有している以上、たとえ「共通の基礎概念」に関してコンセンサスが形成されているとしても、その解釈は我田引水的なものとなりうる^②。

「基礎概念」の典型例として先に例示した「会計情報が備えるべき質的な特性」について、主要国の会計基準設定主体はともに「目的適合性 (relevance)」を中核に据えている。後述のように、国際会計基準審議会 (IASB: International Accounting Standards Board) はこの特性を特に重視していることで知られている。内容がとりわけ抽象的であることから、この「目的適合性 (relevance)」には潜在的に多様な解釈の余地が残されており、しかも「目的適合性 (relevance)」に関する解釈の違いは、具体的な会計処理の違いに大きな影響を及ぼしうる。そうなると、会計基準の体系を支えている基礎概念の解釈についてはいまだ統一が図られていないとすれば、その影響はまず「目的適合性 (relevance)」に係る解釈の揺らぎに現れていると考えられる。

こうした問題意識から、本稿では、IASB がこれまで公表してきた個別の会計基準（解釈指

針等を含む)において「目的適合性」がどのように解釈されてきたのか、まずは事実を確認するとともに、そこで与えられている解釈が揺らいでいるのか、それとも恣意的な解釈に対する抑制が働き、首尾一貫した考え方に支えられているのかを確かめる。かりに「会計基準を支える基礎概念は統一されたものの、その恣意的な解釈が許容されているため、個別基準の次元では統一化が図られていない」という事実が明らかになれば、それは経済のグローバル化にもかかわらず個別基準の多様性が解消されない理由に関する、これまで強く意識されることなかった「想定可能なシナリオの1つ」となる。

II 先行研究のレビュー —「概念フレームワーク改訂案」における「目的適合性」—

会計情報が備えるべき質的な特性、とりわけ「目的適合性 (relevance)」にどのような解釈が与えられているのかを対象とした先行研究は、筆者の知る限り存在しない。こうした状況下で、筆者自身は先に、IASBによる「概念フレームワーク討議資料」[2013]の記述内容を対象とし、(a)「目的適合性」に関する解釈に揺らぎは生じていないか、また (b)「目的適合性」を向上させるための手段に関するIASBの選択理由(すなわち財務諸表の構成要素や、財務諸表における認識と測定に係る代替案からの選択理由)に揺らぎは生じていないか、の解明を試みている^③。

筆者がこれらを研究主題としたのは、IASBが2013年7月公表の「概念フレームワーク討議資料」において、「目的適合性」の向上に寄与するかどうか、という観点から具体的な測定操作のあり方を決める旨のスタンスを明示し、強調しているためである。実際、「概念フレー

ムワーク討議資料」では、改訂前の(すなわち現行の)IASB概念フレームワークやASBJによる「概念フレームワーク討議資料」などと比較したとき、「目的適合性 (relevance)」あるいは「目的適合的 (relevant)」という表現がきわめて多く用いられている。

その一方、学術的な文脈における目的適合性は、一般に、「情報の提供を通じて意思決定が改善されるかどうか」という観点から判断される。ある利益情報の提供を通じて意思決定が改善されるかどうかをいうためには、例えば投資家が依拠している意思決定モデルや、かれらが直面している市場環境などに関する経験的な事実の解明が必要だが、会計基準の設定主体が基準開発の局面においてそれらの事実を常に把握しているとは考えられない。そうであれば、会計基準の新設・改廃によって「目的適合性」が向上するかどうかを事前に判断するのは、多くの場合で困難(あるいは事実上不可能)と考えられる。会計基準の公表に先立って、当該基準にもとづく利益情報の「目的適合性」を予測することが困難である事実は、IASBによる「概念フレームワーク討議資料」が「目的適合性の多寡」を論拠として具体的な測定操作を選択しようとしていることと必ずしも両立しない^④。

この矛盾に合理的な解釈を与えるシナリオの1つとしては、(a)IASBは不十分ながら入手できた経験的な事実にもとづき、投資家が依拠している意思決定モデルやかれらが直面している市場環境をかなり正確に把握している、というものである。かりに不正確さが残るとしても、ある特定の意思決定モデルがIASBのメンバーに共有されていれば、「目的適合性」に関する判断はその限りで、首尾一貫したものになりうる。

上記の矛盾に合理的な解釈を与えるもう1

つのシナリオは、(b)「目的適合性」の有無や多寡に関する客観的な尺度を欠く場合には、職業的な会計専門家の知識と経験に根ざした判断が最終的なよりどころとなる、という通念が幅広く受け入れられている、というものである。そうした通念のもとでは、「目的適合性」の有無や多寡を論拠として具体的な測定操作を選択する、という考え方は、「目的適合的かどうかの判断は、最終的には専門家の判断に委ねるべし」という通念を追認しているに過ぎないこととなる。職業的専門家の判断基準は個々の職歴に応じて異なるとすれば、何を、なぜ目的適合的な情報を生み出す測定操作とみなすのかに関する判断は、この「第2のシナリオ」のもとで首尾一貫性を欠くこととなる。

いずれのシナリオも寓話的な証拠と矛盾するものではないが、いずれのシナリオが現実をより良く説明しているのかに応じて、IASBが掲げている「目的適合性の観点から最善という測定操作を選択すべし」というスローガンの趣旨は大きく変わってくる。筆者が自身の先行研究において「概念フレームワーク討議資料」で「目的適合性」がどう解釈され、どのような測定操作と結びつけられているのかを主題とした調査を行った理由は以上のように要約しうる。

上記の点を確認するため、米山[2013]では、「概念フレームワーク討議資料」が「目的適合性」に言及しているケースを個別に特定化したうえで、それぞれのケースで「目的適合性」にどのような解釈が与えられており、何を根拠として「目的適合性」の有無や多寡が判断されているのか、の解明に努めた。そこでの主要な発見事項は、(1)「目的適合性」にどのような解釈が与えられているのかが不明確なケースが全体の1/3程度を占めていること、(2)「測定操作が目的適合性に及ぼす影響」に関する記述

の中には「自明な内容」も多く、逆に論争の余地のある内容に関する記述は体系性を欠いており、いずれにせよIASBが「目的適合性」をどう解釈しているのかは明らかでないこと、などであった。

これらの発見事項は「平均的な投資家が依拠している意思決定モデルやかれらが直面している市場環境に関する暗黙のコンセンサスが市場関係者間で形成されており、どのような測定操作がなぜ目的適合的な情報の提供に資するのかについては、そうした暗黙知にもとづく首尾一貫した判断が下されている」を趣旨とする「第1のシナリオ」とは親和的でない。むしろこれらの発見事項は、「客観的な判断材料が十分には得られない状況における目的適合的かどうかの判断は、最終的には専門家の判断に委ねるべし」という通念が受け入れられていることを前提とする「第2のシナリオ」のほうと整合的といえる。

この事実は、「概念フレームワーク討議資料」のみならず、IASBが公表した個別の会計基準においても「目的適合性」に同様の解釈が与えられている可能性を示唆している。「概念フレームワーク討議資料」に記載されている内容の多くがこれまでの会計実務に根ざしている以上、「目的適合性」の解釈手法は、おそらく、「概念フレームワーク」の改訂案と個別の会計基準とで等質的なものとなろう。とはいえ、「概念フレームワーク」に期待されているのは将来の基準開発における指針の提供であって、個別の会計基準に期待されている役割とは異なる。そうした違いが「目的適合性」に係る解釈の違いを生み出している可能性は否定できない。いずれの可能性も想定できるのであれば、個別の会計基準においても「目的適合性」に「概念フレームワーク討議資料」と同様の解釈が与えられているかどうかは、経験的な事実にてらして確

かめてみなければならない。本稿で個別会計基準において IASB が「目的適合性」に与えている解釈に注目しているのは、こうした理由による。

III 研究手続：分類と集計

(1) 分類と集計の概要

IASB が個別の会計基準において「目的適合性」にどのような解釈を与えているのか（どのような測定操作を、なぜ「目的適合的な」情報の提供に資するものと考えているのか）を確かめるためには、個別基準において IASB が「目的適合性」に言及している箇所を見出すとともに、それぞれの箇所において「目的適合性」にどのような解釈が与えられているのかを、前後の文脈などから明らかにしていく作業が求められる。つまり本稿の研究主題に合う主要な分析手続は、「目的適合性」に関する記述の集計および分類となる。以下においてその概要を記述する。

①集計対象と集計単位

本稿では、IASB が公表した国際財務報告基準 (IFRS: International Financial Reporting Standards) のみならず、国際会計基準委員会 (IASC: International Accounting Standards Committee) から継承した国際会計基準 (IAS: International Accounting Standards) における「目的適合性」への言及箇所も集計対象としている。IASB の基準開発理念に合わない IAS は、IASC の組織改編に際して継承されなかったはずである。逆に言えば、IASC から継承した以上、IASB 自身が開発したわけではない個別の会計基準も、IASB の「会計観」に合うものとみなしうる。同一の「会計観」のもとでは、「目的適合性」に与えられる解釈も等質的な

のとなろう。IAS において言及された「目的適合性」も集計対象としたのは、こうした理由による。

もつとも、たとえ IASC と IASB が「目的適合性」に与えられる解釈を共有しているとしても、特定の測定操作を支持する際の論拠として「目的適合性」に（優先的に）言及するかどうかの判断は IASC と IASB とで分かれる。こうしたことから本稿では、「目的適合性」に与えられている解釈を IFRS と IAS とに分けて集計・分類している。

本稿ではこれと併せて、かつて IFRIC (International Financial Reporting Interpretations Committee) と称されていた IFRS 解釈委員会 (IFRS Interpretations Committee) が公表してきた「国際財務報告基準解釈指針委員会解釈指針」、および IASC 時代の解釈指針である SIC (Standing Interpretations Committee) における「目的適合性」への言及箇所も集計の対象としている⁵⁾。解釈指針は本体の会計基準に多義的な解釈の余地が残されているとき、「基準を支えている基本的な理念」に合う解釈を明示する役割を担うものである。両者はその意味で一貫した理念（会計観）を共有しているものであるから、解釈指針において言及されている「目的適合性」もまた本稿の調査対象に含めている。

この研究に着手した時期との関係上、本稿で調査対象としている会計基準と解釈指針は、2013 年末において公表済みのものとなっている。具体的には第 13 号までの IFRS、いまだ有効な 28 の IAS、第 20 号までの IFRIC、およびいまだ有効な 8 の SIC が調査対象となっている。2014 年度以降に公表または改訂された会計基準等（最も主要なものとしては IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」）は調査対象に含めていない。また 2014 年度以降に

修正が行われた会計基準等については、修正前のものが調査対象となっている。

本稿では、まず上記した会計基準等（見出しを除く）で用いられている“relevance”と“relevant”を抽出している。IASBによる会計基準等は、解釈指針も含め、本文と「結論の背景」とに分かれている。「目的適合性」への言及は、「複数ある選択肢の中から特定の測定操作を採択し、代替的な測定操作を棄却した理由」の形で行われることが予想される。そうした記述は本文よりも「結論の根拠」において多く観察されると考えられることから、本稿では本文と「結論の背景」とに分けて「目的適合性」に関する記述を集計している。

こうした集計に際しては、原則として“relevance”あるいは“relevant”という用語が参照されているパラグラフを単位としている。つまり1つのパラグラフで“relevance”または“relevant”が複数用いられている場合は、それらを1つに統合している。本格的な調査に着手する前に行ったパイロット調査を通じて、多くの場合、同一のパラグラフにおける“relevance”や“relevant”は等質的に解釈されていることが明らかとなったためである。ただし極端な長さのパラグラフなどにおいては、例外的に、同一パラグラフにおいて“relevance”や“relevant”が異質な文脈で用いられている場合もみられた。そのようなケースにおいては、与えられている解釈の違いに応じて1つのパラグラフを適宜複数の集計単位に分割した。この結果、「結論の背景」について207単位、「本文」について44単位（合計251単位）が調査の対象となった。

②「目的適合性」に関する記述の大分類

本稿では、次いで「目的適合性」に関する合計251単位の記述を、どのような文脈で「目的

適合性」が用いられているのか、文脈の違いに応じて大きく5つのカテゴリーに分類している。参考となる先行研究を欠くことから、これら5つのカテゴリーは、本格的な調査に先立って行ったパイロット調査の結果や、先に引用した米山[2013]の分析結果にもとづき設定したものである。具体的な分類カテゴリーは、(a)「目的適合性」に係る解釈の提示、(b)「目的適合性」に関する自明な記述、(c)他の基準における関連記述の紹介、(d)IASBとは異なる解釈の紹介、および(e)“relevant”あるいは“relevance”がより一般的な意味で用いられている場合、の5つである。

(a)「目的適合性」に係る解釈の提示

「目的適合性」への言及は、第1に、「測定手法に関して複数の選択肢がありうる状況で、そのうちの1つを採択する際の論拠」という形をとる。これは「何が、なぜ目的適合性という点で優れた測定操作といえるのか」に関する、IASBとしての判断が示されているケースと言い換えてもよい。あるいは「個別の状況に応じて、目的適合性に具体的な解釈が与えられているケース」と言うこともできる。

先に述べたように、本稿の研究主題は「IASBの個別会計基準において、どのような測定操作が目的適合性情報の提供に資すると考えられているのか」である。このカテゴリーに属する記述は、こうした研究主題と最も密接に結びついているもの、と位置づけられる。ある状況において特定の測定操作が目的適合的な情報と結びつく旨の記述がみられれば、具体的な言及内容にかかわらず、そうした記述はさしあたりこのカテゴリーに分類されることとなる。

「目的適合的な情報を生み出す測定操作」に関するIASBの判断が首尾一貫した考え方に支えられているかどうかは、このカテゴリーに含ま

れた記述に係る細分類（再分類といってもよい）に委ねられる。その意味でいえば、このカテゴリーに属する記述は「研究主題にてらしてさらなる分析が求められるもの」と特徴づけることもできる。逆に言うと、このカテゴリーに分類されなかった記述は、さらなる分析を要しない項目と位置づけられることとなる。

注意すべきは、このカテゴリーに分類される記述が「異論の余地が残されている状況で下された判断」に関わるものに限られる点である。言い換えれば、たとえある状況下で特定の測定操作が目的適合的な情報の提供に資する旨の記述がみられたとしても、代替的な測定操作との対比において、その測定操作から導かれてくる情報の「目的適合性」が自明なこと（異論の余地が事実上残されていないこと）として広く市場関係者に受け入れられているのであれば、そうした記述はこのカテゴリーではなく、別のカテゴリー（「目的適合性」に関する自明な記述）に分類される。研究主題と直接関わるのは、目的適合的な情報を生み出す測定操作に関する判断が「実質的に」分かれる場合に限られるからである。

(b) 「目的適合性」に関する自明な記述

「目的適合性」への言及は、第2に、「自明な記述」という形をとる。ここで「自明」というのは、関連の記述にてらして（事実上）解釈の余地がないことを想定している。本稿の研究主題にてらしてみたととき、「どのような測定操作が、なぜ目的適合的な情報の提供に資するのか」に関する判断を伴っていない記述はさらなる分析の対象とはならない。こうしたことから本稿では、「自明な記述」に係る独立なカテゴリーを設け、ここに属する記述を（a）のカテゴリーに属する記述と区分している。

ここでいう「自明な記述」は、例えば、IFRS

第2号のBC第309項にみられる。当該パラグラフの内容は「ストック・オプションの付与から生じる費用の測定基礎は、もっぱら目的適合性や比較可能性などの観点から決められる。その際、公正価値にもとづく測定によれば費用の過小表示や過大表示を生じるかもしれないのに対し、本源的価値にもとづく測定では費用の著しい過小表示が必ず行われることが争点となる。」と要約しうる。財務報告の目的として「投資家の意思決定に有用な情報の提供」が掲げられ、その「意思決定有用性」が「目的適合性」や「忠実な表現」によって支えられている、という概念間の関係を前提とするなら、複数の代替的な選択肢の中から特定の測定操作を採択する際に、その操作から目的適合的な情報が提供される見通しかどうかを問うのは自明なこととなる。このカテゴリーには、これと類似した記述が分類されている。

(c) 他の会計基準における関連記述の紹介

「目的適合性」への言及は、第3に、他の会計基準等が「目的適合性」に言及している箇所の紹介、という形をとる。そうした記述の趣旨は、文字通り、「目的適合性」に係る記述が他の会計基準等にみられる事実（およびその内容）の確認、という点に求められる。このカテゴリーに属する記述は（b）のカテゴリーと同様、「どのような測定操作が、なぜ目的適合的な情報の提供に資するのか」に関する判断を伴っていない。それゆえこのカテゴリーに分類された記述もまた、本稿の研究主題を解明するために必要な、さらに詳細な分析手続の対象からは外れることとなる。

このカテゴリーに属する典型的な記述は、IFRS第3号のBC第324項にみられる。当該パラグラフの内容は「SFAS第141号を開発するにあたり、FASBはのれんに係る情報の目的

適合性も検討した。IASBによるIFRS第3号の「結論の根拠」では、のれんに係る情報の目的適合性については明確な説明が行われていない。ただしIASBのメンバーがIFRS第3号を開発する際には、その論点に係るFASBの分析が利用可能となっており、(IASBとしてFASBが先に行った)その分析を受け入れない理由はなかった。」と要約しうる。一見して明らかかなように、「目的適合性」に関する記述の趣旨は「事実の紹介」であって「解釈の付与」ではない。こうしたことから本稿では、(c)のカテゴリーに属する記述も(b)に属する記述と同様、研究主題と密接に関わっていることからさらなる検討が求められる(a)の記述と区分している。

(d) IASBの公式見解とは異なる解釈の紹介

「目的適合性」への言及は、第4に、「ある測定操作から導かれてくる情報の目的適合性(その有無や多寡)に関して、IASBが最終的に採択した結論とは異なる見解の紹介」という形もとる。こうした記述がしばしば観察されるのは、最終基準の確定前に公表された公開草案に対し、市場関係者から寄せられたコメントに対するIASBの対応(反応)という文脈においてである。

こうした記述がみられるのは、まさしく、「どのような測定操作がなぜ目的適合的な情報の提供に資するのか」という点について、市場関係者の間で事実認識や価値判断が分かれるケースである。(d)のカテゴリーに属する記述はその限りにおいて、(b)や(c)に属する記述と異なり、本稿の研究主題を解明するためのさらなる検討に値するものといえる。

ただ、このカテゴリーに属するのは、あくまでも目的適合性の向上に寄与する測定操作に関する「棄却された考え方」に係る記述である。

「ある測定操作が生み出す情報は目的適合性の向上手段として最適ではない」という判断の根拠に関する記述が、翻って、目的適合性の向上に資する測定操作に係るIASBの考えを示唆していることはありうる。とはいえ、「棄却された考え方」から「IASBが支持している考え方」が一意的に導き出せるとは限らない。本稿ではこうした考えから、(d)のカテゴリーに属する記述も(b)や(c)に属する記述と同様、研究主題と密接に関わっていることからさらなる検討が求められる(a)の記述と区分している。

このカテゴリーに属する典型的な記述は、IFRS第4号のBC第140項にみられる。そこには「コメント提出者には、エンベディッド・バリューは、多くの国の会計処理よりも、かなり目的適合性および信頼性が高く、保険者はその採用を認められるべきであるという者もいた。彼らは、エンベディッド・バリューは、しばしば、保険者または保険契約群団の取得に際して、当該価格決定の重要な検討要素であるということに言及していた。さらに、エンベディッド・バリュー及び類似の間接法は、しばしば、当該取得の結果として、引き受けた負債に対する会計処理においても利用されているとした。」と記されている。

いわゆる“embedded value”は他の測定値よりも目的適合的だという考えが最終的に棄却された事実は、IASBがどのような測定操作を目的適合性の向上に資するものとみているのか、に関して、ごく間接的な示唆を与えているのは確かである。しかしその事実だけから「IASBが目的適合性の向上手段として積極的に支持している測定操作」を特定化することは難しい。(d)のカテゴリーに属する記述もまた、(a)のカテゴリーの属する記述と切り離れた理由はこの点に求められる。

(e) その他の記述：より一般的な文脈で
"relevant"や"relevance"が用いられてい
る場合

個別の会計基準等における「目的適合性」への言及は、ほとんどの場合、これまで記してきた (a) から (d) までのカテゴリーのうちのいずれかに分類することができる。ただ“relevance”や“relevant”の中には、「目的適合性」あるいは「目的適合的」よりも「関連している」や「適切な」といった、より一般的な訳語の文脈で用いられているものもみられる。「目的適合性」との関連性を見出だせない以上、こうした記述もまた「研究主題を解き明かすためのさらなる分析手続」には結びつかない。こうしたことからこれらの記述にも独立したカテゴリーを設け、カテゴリー (a) に属する記述と区分している。

③カテゴリー (a) に属する記述の再分類

上記のとおり、本稿では IASB による個別の会計基準等にみられる「目的適合性」関連の記述を大きく 5つのカテゴリーに区分している。このうち本稿の研究主題と最も密接に関わっているのは、(a) のカテゴリーに属する記述である。そこに分類された記述には、「特定の測定操作が利益情報の目的適合性の向上に寄与している旨の判断や、そう判断する理由」が含まれている。分類に際して解釈のよりどころは問われておらず、「目的適合性」に関する解釈が示されている記述は、ともかくもこのカテゴリーに属することとなる。その意味においてカテゴリー (a) には雑多な項目が含まれている。本稿の分析目的に鑑みれば、これらは解釈の根拠に応じて区分しなければならない。

こうしたことから本稿では、(a) に属する記述を対象とし、「目的適合性に関してどのような解釈が与えられているのか」という観点、言

い換えれば「どのような測定操作が目的適合性の向上に資するのか」、あるいは「利益情報が備えているどのような特性が目的適合性の向上に寄与するのか」などの観点から細分類（再分類）を行っている。細分類に際して用いる分類カテゴリーは、本格的な作業に先立って行ったパイロット調査の結果にもとづき設定している。その分類結果は、「本文」と「結論の背景」それぞれについて、(a) IFRS の記述、(b) IAS の記述、および (c) IFRIC の記述に分けて集計している。

(2) 集計結果の概要

①大分類の集計結果

調査対象項目をカテゴリー (a) から (e) までに分類する「大分類」の結果は、図表 1 に記されている。「結論の背景」において言及されている「目的適合性」については、その過半数がカテゴリー (a) に属していた。「結論の背景」で言及されている「目的適合性」の多くは、何らかの具体的な解釈が付与されていたこととなる。「概念フレームワーク討議資料」を対象とした、筆者自身による先行研究(米山[2013])においても、「目的適合性」に関する記述の多くは具体的な解釈を伴っていたが、ここでの発見事項はこれと整合的である。

また IFRS における記述と IAS における記述とを比較してみると、具体的な解釈を伴う形での「目的適合性」への言及頻度は、IFRS のほうが高い。調査対象の IFRS が 13 基準であるのに対し、IAS のほうは 27 基準であることに鑑みると、「相対的な」参照頻度はさらに高いともいえる。この事実には「達成手段としての測定操作と、達成目標としての有用な情報の提供（有用な情報が備えている目的適合性を有した情報の提供）」との関係をより強く意識した基準開発が行われるようになった、という解釈

が与えられるかもしれない。ただし（文字数やパラグラフ数で測った）「結論の背景」の記述量は IFRS のほうが IAS よりも多く、IFRS における参照頻度の高さはこの事実を反映しているに過ぎない可能性も残されている。ここでの発見事項に解釈を与える際には、慎重を期す必要がある。

「結論の背景」と比較すると、「本文」における「目的適合性」への参照頻度は IFRS と IAS のいずれについても低い。これは「目的適合性」が抽象的な概念であり、多義的な解釈の余地が残されてしまうため当事者の利害を直接裁定することとなる「本文」の記述にはなじまない、という事情を反映しているのであろう。実際、「本文」の「目的適合性」に係る記述は、「目的適合性」を高めるための具体的な手段に関する記述を伴っているケースが少なくない⁶⁾。その事実は「目的適合性」について多くの解釈が許されてしまう事実を示唆しているといえるであろう。

②再分類の集計結果

「大分類」において (a) のカテゴリーに属することとされた記述を対象として行った「細分類（再分類）」の結果は、図表 2 以降に集約されている。図表 2 および 3 には IFRS における「結論の背景」を対象とした再分類の結果が、続く図表 4 および 5 には IAS における「結論の背景」を対象とした再分類の結果が記されている。図表 6 および 7 もまた、IFRIC における「結論の背景」を対象とした同様の調査に関する結果をとりまとめたものである。最後の図表 8 には、IFRS のみに観察された、「目的適合性」に係る本文中の言及箇所を対象とした調査の結果が記されている。

図表に集約された調査結果をみるかぎり、「目的適合性」の向上に寄与する測定操作に関

する IASB の記述は、IFRS、IAS、IFRIC のいずれにおいても多岐に分かれている。参照頻度が例外的に高い項目は、「公正価値評価にもとづく利益情報の目的適合性は高い」と「保有目的に適った、適切な評価基準を適用することで目的適合性が向上する」の 2 つにとどまる。繰り返し参照されている記述は、IASB が依拠している端的に「会計観」を反映しているという意味において、IASB が暗黙のうちに想定している「平均的な投資家の意思決定原理」や「かれらが直面している市場環境」を推察する際の手がかりとなりうる。今回の調査結果は、そうした「手がかり」を得ることの困難を示唆している。

もちろん、たとえ参照頻度が少なくても、IASB の「会計観」を推察するのに資する記述はありうる。しかし今回の調査対象については、IASB が依拠している「会計観」を推察する手がかりとなりうる記述は参照頻度の少ないものにも見出せなかった。「ある測定操作や、特定の測定操作から生み出される特定項目の評価額が目的適合的である」旨の判断は示されているものの、なぜそのような判断に達したのかに係る記述、すなわち「理由の説明」を欠いているケースの多さが、「会計観」の析出を困難にしている。

「何が目的適合的なのか」に関する判断は示されているものの、「なぜそう判断しうるのか」に関する説明を欠いている項目の典型例としては、参照頻度が高かった「公正価値評価にもとづく利益情報の目的適合性は高い」を挙げることができる。

先に述べたとおり、IASB は「保有目的に適った、適切な評価基準を適用することで目的適合性が向上する」という判断も繰り返し下していることから、ここでいう「公正価値評価」は「全面的かつ継続的な公正価値評価」を意味す

るものではない。したがって公正価値情報の目的適合性に関する IASB の判断は、「公正価値情報が目的適合的とはいえない状況も存在するが、いま問題となっている状況においてはそれが目的適合的である」という内容を暗に含んでいることとなる。

公正価値情報が目的適合的となる場合と、目的適合的とはいえない場合との区分は、平均的な投資家が依拠している意思決定モデルや、かれらが直面している市場環境に関する事実認識に依存している。つまり「問題となっている状況においては公正価値情報が目的適合的である」という判断は、一般に、投資家が依拠している複数の意思決定モデルや、かれらが直面している市場環境に関する複数の事実認識と結びつきうる⁷⁾。にもかかわらず、調査の対象となった「目的適合性」に関する記述は公正価値情報が目的適合的である旨を指摘するだけで、その根拠に関する記述を欠いている。そういう状況では、どのような測定操作が「目的適合性」の向上に寄与すると IASB が判断したのかを推察するのは難しい⁸⁾。

これまで記してきたとおり、カテゴリー (a) に属する記述を対象として行った再分類（どのような測定操作が、なぜ「目的適合性」の向上に寄与しているのか、という観点に立った再分類）によっても、IASB の基本的な「会計観」（平均的な投資家が依拠している意思決定モデルや、かれらが直面している市場環境に関する基本前提）は明らかとならなかった。IASB が依拠している「会計観」を示唆する価値判断や事実認識はいくつか解き明かされたものの、それらは体系性を欠いている。「再分類」の結果は IASB の「会計観」に関する複数の選択肢と整合的であり、IASB がどのような観点から「目的適合性」に具体的な解釈を付与しているのかは明らかでない。

こうした発見事項は、IASB が「目的適合性」にどのような解釈を付与するのか、という点について本稿で想定してきた「2つのシナリオ」、すなわち (1) IASB は平均的な投資家が依拠している意思決定モデルやかれらが直面している市場環境に関する首尾一貫した前提に立って「目的適合性」の有無や多寡を判断している、というシナリオと、(2) 目的適合的か否かの最終的な判断は職業的専門家としての知識や経験に委ねられているため、投資家が依拠している意思決定モデルなどに関する一貫した想定とは矛盾した解釈も行われうる、というシナリオのいずれとも積極的には矛盾していない。明らかな矛盾がみられない以上、「2つのシナリオ」はともに、現時点においては否定されない。

ただその事実は、本稿での発見事項に適うものとして「2つのシナリオ」がともに、同様に支持されることを意味しない。かりに「第1のシナリオ」が事実に適うのであれば、「平均的な投資家が依拠している意思決定モデルやかれらが直面している市場環境に関する首尾一貫した事実認識」が「目的適合性」に付与された具体的な解釈の中に見出されるはずである。にもかかわらず、IASB が「目的適合性」に関して下した解釈の中に、「合理的に想定しうる会計観」のいずれの特徴も見出せない事実は、むしろ IASB のボードメンバー間で「会計観」に関するコンセンサスが得られていないことを強く示唆している⁹⁾。「第3のシナリオ」が存在するのでなければ、上記の事実は「第2のシナリオ」を支持するものと意義づけられるであろう。

IV おわりに—含意と残された検討課題—

冒頭に記したとおり、本稿の研究主題は、(a) IASB がこれまで公表してきた個別の会計基準（解釈指針等を含む）において「目的適合性」はどのように解釈されてきたのか、であり、また (b) そこで与えられている解釈は首尾一貫した「会計観」に支えられているのか、それとも職業的専門家の経験や知識が最終的な拠りどころとなっており、「解釈の体系性・首尾一貫性」には大きな関心が寄せられていないのか、であった。会計基準等から「目的適合性」または「目的適合的」への言及がみられる記述を抽出し、「目的適合性」に与えられている解釈や「目的適合性」の向上に寄与すると判断された測定操作の違いに応じて適宜集計・分類した結果、与えられている解釈の間に積極的な矛盾はみられないものの、逆に首尾一貫した「会計観」も見出せない、という発見事項が得られた。

こうした事実は、IASB が明確に意識しているかどうかはともかく、結果的に、「目的適合性」が「どのような測定操作が望ましいのか」に関する判断を下すのに必要な客観的事実が得られない状況において、特定の測定操作を採択し、別の代替的な操作を棄却する際の口実」として用いられている可能性を示唆している。平均的な投資家が依拠している意思決定モデルや、かれらが直面している市場環境をはじめとする、「どのような情報が目的適合的でありうるのか」を判断する際に必要な基本前提に関するコンセンサスにもとづき、どの測定操作が望ましいのかを判断するのではなく、測定操作の選択については「結論先にありき」で、その結

論をサポートするための「後付けの理屈」の一環で「目的適合性」への言及が行われているのではないかと、いうのである。

もちろん、本稿の発見事項は「目的適合性の有無や多寡に関する判断においては、職業的な専門家としての経験や知識が最終的な拠りどころとなっている」というシナリオと親和的なものだという次元に過ぎず、そのシナリオが観察された事実に関する唯一の整合的なシナリオであることを保証するものではない。「目的適合性」にどのような解釈が与えられているのかについては、これまで「寓話的な証拠」しか得られておらず、どのような説明も経験的な事実の裏づけを欠いていたといつてよい。本稿は不完全ながら、この点に関する経験的な事実の解明を目指したものである⁽¹⁰⁾。本稿の発見事項を「橋頭堡」として、今後は「唯一のシナリオ」を模索するため、分析手法の精緻化を図らなければならない。

分析手法という点で特に大きな改善が必要なのは、基準設定主体を構成するメンバーの動機（「目的適合性」に首尾一貫した解釈を与えようとする動機、あるいは必ずしも首尾一貫性には固執せず、自身の経験や知識に根ざした解釈を与えようとする動機）に関する説明原理の構築であろう。「当事者の行動原理」の解明は、「目的適合性」の解釈を主体的に決めている当事者が有しているインセンティブの解明に加え、基準設定主体内部において、どのメンバーが解釈を主体的に決めているのかの解明という側面も有している。これらの課題は今後のさらなる検討に委ねられている。

図表1 「目的適合性」に関する記述の大分類

PartB(結論の背景)を対象とした分析		IFRS	IAS	IFRIC	SIC	総計
カテゴリー	目的適合性に関する記述内容	観察頻度	観察頻度	観察頻度	観察頻度	観察頻度
(a)	「目的適合性」に係る解釈の提示	74	39	7	0	120
(b)	「目的適合性」に関わる自明な記述	7	0	0	1	8
(c)	他の基準における関連記述の紹介	21	6	0	0	27
(d)	IASBとは異なる解釈の紹介(公開草案に対して寄せられたコメントのうち、最終的に採択されなかったものにみられる職業的専門家の「目的適合性」に関する判断)	19	11	1	0	31
(e)	「会計情報の利用者による意思決定を変化させる」という「きわめて限定された意味」を持つ用語としてではなく、「関連している」「適切な」などの「より一般的な文脈」で“relevant”や“relevance”が用いられている場合	16	4	0	1	21
PartA(会計基準の本文)における「目的適合性」関連記述		IFRS	IAS	IFRIC	SIC	総計
カテゴリー	目的適合性に関する記述内容	観察頻度	観察頻度	観察頻度	観察頻度	頻度
(a)	「目的適合性」に係る解釈の提示	9	0	0	0	9
(b)	「目的適合性」に関わる自明な記述	7	15	0	0	22
(c)	他の基準における関連記述の紹介	2	3	0	0	5
(d)	IASBとは異なる解釈の紹介(公開草案に対して寄せられたコメントのうち、最終的に採択されなかったものにみられる職業的専門家の「目的適合性」に関する判断)	0	0	0	0	0
(e)	「会計情報の利用者による意思決定を変化させる」という「きわめて限定された意味」を持つ用語としてではなく、「関連している」「適切な」などの「より一般的な文脈」で“relevant”や“relevance”が用いられている場合	0	0	7	1	8

図表2 「目的適合性」の向上に寄与する測定操作：IFRSにおける「結論の背景」

カテゴリー(a)に分類された項目の再分類：PartB(IFRS)	観察頻度
「重要な項目の省略は目的適合性を損ないうる。」	2
「初度適用企業のIFRS開始貸借対照表については、関連するIFRSが要求する基準に準拠した測定を行うことで目的適合性を高めうる。」	3
「各時点における測定」という原則を遵守することで目的適合的な情報が提供される。	4
例外の許容を通じて会計処理に過度の多様性が許容されれば、財務諸表の目的適合性は損なわれる。	6
公正価値評価にもとづく利益情報の目的適合性は高い。	29
会計処理に関する指針の首尾一貫性を高めれば、利益情報の目的適合性は改善される。	2
実態に適った会計処理を行うことで、利益情報の目的適合性を高めうる。	2
保有目的に適った、適切な評価基準を適用することで目的適合性が向上する。(公正価値評価に関する記述との重複4)	13
不必要に詳細な分類カテゴリーを設けても目的適合性は向上しない。	2
エンベディッド・バリューにもとづく測定は目的適合性の向上に貢献しうる。	2
収益と費用の対応を図ることで目的適合性を向上させうる。	2
その他	11
重複カウントの控除	4
重複カウント調整後の総計	74

図表3 「その他」11項目の具体的な内容

「その他」11項目の内容: PartB(IFRS)
「純資産にもとづくみなし原価」と「公正価値にもとづくみなし原価」はともに目的適合性のある情報を提供する。(ただし後者は過度なコスト負担を伴い、しかも算定が困難でありうる。)
資産とも負債ともいえない繰延借方項目や繰延貸方項目を認識する結果を伴う会計処理からは、目的適合的な情報を期待できない。
保険負債の評価に際して将来投資マージンを反映させれば、財務諸表の目的適合性は向上しうる。
保険リスクに関する情報の中には、目的適合的なものがみられる。
借入金の不履行に関する情報は、企業の信用度評価において目的適合的である。
認識を中止した金融資産に対する継続的関与を企業が保持している場合、企業が依然として晒されているリスクに関する情報は目的適合的である。
リスクに対する企業のエクスポージャーに係るいくつかの情報は目的適合的である。
リスクに関する比較情報は、その他の情報とくらべて目的適合性がすみやかに失われてしまう。
セグメント利益(または損失)の測定値に含まれている個別項目のうち、研究開発費についてのみ開示を要求することによって目的適合性が向上するかどうかは定かでない。
ある企業が非連結の「組成された企業」への関与を有している場合に、その関与により当該企業が晒されるリスクに関する情報は目的適合的である。
企業の予想損失に関する情報の方が、損失に対する最大エクスポージャーに関する情報よりも目的適合的でありうる。

図表4 「目的適合性」の向上に寄与する測定操作: IASにおける「結論の背景」

カテゴリ(a)に分類された項目の再分類: PartB(IAS)	観察頻度
将来についての仮定や見積りに係る不確実性が主としてどのような要因から生じているのかについての情報は目的適合的でありうる。	2
公正価値評価にもとづく利益情報の目的適合性は高い。	4
保有目的に適った、適切な評価基準を適用することで目的適合性が向上する。	6
経済的便益へのアクセスが制限されている資産の公正価値情報は、それが制限されていない場合とくらべて目的適合性が低い。	2
プッタブル金融商品の中には、金融負債としての特性が乏しい項目も含まれている。それを金融負債に含めないことで、財務情報の目的適合性は向上する。	2
過去における予測の精度に関する情報は、現時点において将来を予測しようとする投資家らにとって目的適合的でないこともありうる。	2
収益と費用の対応を図ることで目的適合性を向上させうる。	1
財務諸表に記載されている別の情報の信頼性を評価するのに役立つ情報は、目的適合性を有している。	3
その他	17
総計	39

図表 5 「その他」17項目の具体的な内容

「その他」17項目の内容: PartB(IAS)	
自己資本に関する開示内容は、金融商品以外の項目(持分性金融商品と直接的な関連を持たない項目)についても目的適格的でありうる。	
即時認識にもとづく情報は、遅延認識にもとづく情報よりも目的適格的である。	
予測価値の異なる要素を区分表示することで、利益情報の目的適合性は向上する。	
利息純額アプローチによれば期待収益アプローチよりも目的適格的な情報が提供される。	
制度資産と確定給付制度債務とは独立に存在しうるものではなく、その純額だけが意味を持つ、という考え方(純額説)が受け入れられている状況では、包括利益計算書における確定給付費用の分解も純額説を基礎とすることで、より目的適格的な情報が提供される。	
追加最小負債の情報は目的適合性を有しておらず、その開示はかえって混乱を引き起こすおそれがある。	
将来に予想される事象を織り込むことによって、確定給付制度債務に起因する資源の流出額に係る最も目的適格的な情報が提供される。	
(a)確定給付制度の特徴を説明する情報、(b)確定給付制度から生じた財務諸表上の金額を識別し説明する情報、および(c)確定給付制度への関与が、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与えるのかを記述した情報は、いずれも、事業主の財務諸表利用者にとって目的適合性がきわめて高い事項である。	
勤務費用に関する感応度分析の情報は目的適格的ではない。	
(a)積立ての取決めおよび積立ての方針と(b)予想される拠出と給付支払の金額および時期に関する情報は、拠出額が勤務費用と相違する原因となりうる要因に関する情報とくらべたとき、確定給付制度が企業の将来キャッシュ・フローに与える影響に関する情報としてより目的適格的である。	
累積給付債務と呼ばれるものに関する情報の目的適合性は、国や制度の違いに応じて異なる。	
制度に対する拠出額は積立要件で決定されるものであり、IAS第19号に従って算定された勤務費用によって決定されるものではない以上、拠出額が勤務費用と相違する原因となりうる要因(例えば今後5年間の拠出額が当期勤務費用と相違する原因となりうる要因)の開示は目的適格的ではない。	
複数事業主制度への企業の加入により生じうる偶発負債に関する情報のうち、制度からの脱退や制度の解散に関わるものは目的適格的でありうる。	
即時認識にもとづく情報は、遅延認識にもとづく情報よりも目的適格的である。	
市場よりも低い金利による政府からの借入金については、金利の帰属計算を行うことによって、より目的適格的な情報が提供される。	
経営幹部の報酬の金額に重要性がある場合、当該金額は、財務諸表の利用者にとって目的適格的である。	
取得前の利益剰余金に関する修正再表示は主観的な事後的判断を伴うことから、利益情報の目的適合性や信頼性を減少させる。	

図表 6 「目的適合性」の向上に寄与する測定操作: IFRICにおける「結論の背景」

カテゴリー(a)に分類された項目の再分類: PartB(IFRIC)	観察頻度
公正価値評価にもとづく利益情報の目的適合性は高い。	4
実態に適った会計処理を行うことで、利益情報の目的適合性を高めうる。	1
その他	2
総計	7

図表 7 「その他」2項目の具体的な内容

「その他」2項目の内容: PartB(IFRIC)	
将来の重要な確約に係る情報は目的適格的である。	
基本資産を活用する拠出企業の能力が制限されている事実に関する情報は目的適格的である。	

図表 8 「目的適合性」の向上に寄与する測定操作：「本文」の記述

カテゴリ(a)に分類された項目の再分類: PartA	観察頻度
保険契約の測定に将来投資マージンを反映させれば、保険者の財務諸表に関する目的適合性は原則として高まる。	3
「会計上のミスマッチ」の解消に資する場合は、公正価値オプションの適用によって財務情報の目的適合性が高まる。	6
総計	9

注

- (1) さらにいうなら、そもそも会計実務を取り巻く環境要因が国や地域の違いを超えてどれだけ均質化しているのかもまた、事実にてらして確かめるべき問題である。
- (2) ただしコンセンサスが得られた基礎概念と極端に異なる解釈を繰り返した場合は、それが国際的な公約に反する組織という評判を生み、会計基準のあり方に関する将来の国際交渉に負の影響を及ぼすことも想定しうる。また「極端に異なる解釈」にもとづく財務諸表が「比較可能性を欠くもの」とみなされれば、投資家らの信頼を失うおそれもある。こうしたことから、たとえ自発的な動機に委ねたとしても、恣意的な解釈が必ず横行するとは考えられない。
- (3) 米山 [2013] を参照。
- (4) 問題意識を部分的に共有している先行研究として、Basu[2013], Madsen[2013], Young[2013]などを参照。
- (5) 国際財務報告基準解釈指針委員会が公表してきた各解釈指針は、それを公表としている組織と同様、IFRIC と称されている。また IASC 時代の組織である SIC には解釈指針委員会という邦訳があてられている。
- (6) 例えば IFRS 第 4 号の第 27 項における以下の記述を参照（下線は筆者による）。
「保険者は、将来投資マージンを排除するために会計方針の変更をする必要はない。しかし、当該投資マージンが支払保険金に影響を及ぼす場合を除き、保険者が保険契約の測定を行うにあたって将来投資マージンを反映させる会計方針を採用する場合には、保険者の財務諸表の目的適合性及び信頼性は低下するという反証可能な推定が存在する。そのようなマージンを反映する会計方針の例として次の 2 つがある。
(a) 保険者の資産の期待収益率を反映した割引率を使用する。
(b) 期待運用収益率をもって当該資産からの運用収益を予測し、当該予測収益を異なった割引率で割り引き、その結果を負債の測定に含める。」

- (7) 主として貸借対照表情報にもとづく意思決定が想定されているのであれば、そこでいう「公正価値情報」は文字通り、ストックとしての公正価値情報となる。これに対し損益計算書情報にもとづく意思決定が想定されているのであれば、公正価値の変動差額に関する情報が求められることとなる。ここで述べたとおり、投資家が依拠している意思決定モデルに関する事実認識の違いは、公正価値による継続的な再評価を行う項目の範囲に関する違いだけでなく、公正価値のどのような側面に関する情報がとくに重視されるのか、という点に関する違いも生み出す。
- (8) 先述のとおり、「公正価値情報が目的適合的である」という言明は、「ストック情報を中心とした意思決定」と「フローの損益情報を中心とした意思決定」という、対照的な意思決定観のいずれとも整合しうる。この問題に関連する記述と照らし合わせてみても、IASB がいずれに依拠しているのかを断定するのは難しい。
- (9) ここでいう「会計観」について徳賀 [2012] を参照。
- (10) 会計基準を対象とした学術研究では必ずしも重視されてこなかったと考えられる、「経験的な事実に根ざしたモデルの構築と検証」を強く意識した研究として、例えば角ヶ谷 [2014]、小形 [2013] を参照。

参考文献

Basu[2013], Sudipta Basu, “Devil’s Advocate: The Most Incorrect Beliefs of Accounting Experts,” *Accounting Horizons* Vol.27 No.4, pp.841-846.
Christensen [2010], John Christensen, “Conceptual Frameworks of Accounting from an Information Perspective,” *Accounting and Business Research*, Vol. 40, No. 3, 2010, pp.287-299.
IASB [2013], International Accounting Standards Board (IASB), Discussion Paper: *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, July 2013.
Madsen [2013], Paul E. Madsen, “The Pursuit of High Quality Accounting Standards,”

Accounting Horizons Vol.27 No.4, pp.867-876.
Young [2013], Joni J. Young, “Devil’s Advocate:
The Importance of Metaphors”, *Accounting
Horizons* Vol.27 No.4, pp.877-886.
小形 [2013], 小形健介「国際標準化における FASB
基準開発活動の規定要因：2000 年代後半におけ
る FASB の規制環境・基準化戦略・組織構造」『会
計プログレス』第 14 巻, 2013 年 9 月, 68-81 頁。
角ヶ谷 [2014], 角ヶ谷典幸「IFRS 適用をめぐる日
本のステークホルダーの見解の多様性 —企業会

計審議会の議事録の内容分析を手がかりにして
—」『国際会計研究学会年報』第 34 号, 2014 年。
徳賀 [2012], 徳賀芳弘「会計基準における混合会
計モデルの検討」『金融研究. (日本銀行金融研究
所,)』第 31 巻第 3 号, 2012 年 7 月, 141-203 頁。
米山 [2013], 米山正樹「質的な特性に根ざした会
計基準の開発 —IASB による概念フレームワーク
の討議資料—」『経済学論集』第 79 巻第 2 号, 東
京大学経済学会, 2013 年 7 月, 27-94 頁。